

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要 望 事 項 (事 項 名)	障害者雇用促進のための自治体随意契約理由の緩和	都道府県	東京都	
	和	提案事項管理番号	0017010	
提案主体名	株式会社世田谷サービス公社			

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容
<p>自治体が、継続して障害者雇用調整金等の支給を受ける事業主である営利法人を契約の相手方にしようとする場合であって、その契約内容が、当該営利法人の事業で法定雇用障害者数を大幅に上回って身体障害者又は知的障害者を雇用する事業部門に関するものであるときは、当該契約を随意契約によることができることとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>障害者雇用に積極的に取り組む企業への自治体発注を容易にすることにより、障害者の雇用安定を図り、地域における障害者の自立促進を目指す。</p> <p>具体的には、自治体が、前年度を含む当該自治体が定める期間において継続して障害者雇用調整金又は報奨金の支給を受ける事業主である営利法人を契約の相手方にしようとする場合であって、その契約内容が、当該営利法人が雇用する一定数(又は割合)以上の身体障害者又は知的障害者である労働者が業務に従事することにより履行されるものであるときは、当該契約を随意契約によることができることとする。</p> <p>提案理由:</p> <p>障害者福祉に関する自治体随意契約については、障害者支援施設から役務の提供を受ける契約などについては、その理由として認められているところであるが(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)、これ以外は、他の随意契約要件のいずれかに該当しない限り認められていない。</p> <p>本提案を実現することで、自治体発注業務による障害者雇用の安定が図られ、企業における障害者雇用の取り組みが促進されることが期待でき、もって、地域における障害者の自立促進に寄与できるものとする。</p> <p>なお、本提案は、自治体の選択により随意契約を行うことができるものとするものであり、かかる選択を行うにあたっては、自治体において基準等を設けて行うことが想定されるが、自治体契約の公正確保に影響はないものとする。</p>

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	エマルジョン燃料特区認定プロジェクト	
要望事項 (事項名)	軽油に水を混和して製造するエマルジョン燃料の製造承認手続の免除	都道府県	静岡県	
		提案事項管理番号	0018010	
提案主体名	小山町			

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>現行法(地方税法)で規定されている軽油の製造承認制度について、水と軽油を混和する場合に限り手続を免除する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>エマルジョン燃料を、公道走行する自動車用燃料として活用することにより、化石燃料の使用量削減及び CO2 排出量削減に寄与することを目的とする。</p> <p>地方税法では、軽油とその他炭化水素油を混和する又はそれ以外の方法で軽油を製造する場合には、製造の都度性状分析結果を添えて製造承認申請を行わなければならないが、納税額以上に検査料金がかかり、手続も頻繁となることから、定期に製造する場合に支障が生じることが考えられる。そのため、上記手続を免除し、実証実験及び将来的な民間事業者の利用推進の一助となることを企図した。</p>

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	議会の承認を必要としない政治的任用の許可	都道府県	その他
		提案事項管理番号	0021020
提案主体名	A市		

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>首長をサポートする「議会の承認を必要としない政治的特別職員」を外部から任用する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>形骸化し二元代表制の一翼を担う能力に欠ける議会により、過疎化や経済的疲弊に対する必要不可欠な諸政策を、首長の強いリーダーシップの下で進めることが困難となってマニフェストの実行ができない異常な状態となっている。これを打開するために、急速な改革に必要不可欠な権限を付与されて首長をサポートする「議会の承認を必要としない特別職」を、任命権者が期限を定めて外部から直接任用することを可能にする。これにより、能力・実績主義への転換、弊害の大きい各種委員会の機能性向上、給与と退職金の大幅改定などを確行し自治再生を図る。</p>

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	超広域外傷センター	
要望事項 (事項名)	外傷患者の救急搬送の地域制限の緩和	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	0023010	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	総務省 厚生労働省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>超広域外傷センターへの救急搬送は都道府県の医療計画外とする。超広域外傷センターから半径 100km 以内で発生した重度外傷患者や近くの救急病院で受け入れを断られた外傷患者は、都道府県境に関係なく、即時、超広域外傷センターに搬送する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>多くの先進国に整備されている外傷センターが我が国には整備されていないために、防ぎ得た死と防ぎ得た機能障害とが多数発生している。この中には多くの若年者が含まれており、国民総生産が低下している。重度外傷患者の救命と機能回復とを行うには、どのような外傷にも対応できる高度の治療技術を持った医師を必要数一か所に集め、24 時間どのような外傷にも対応できる診療体制をとる必要があるが、このような施設を都道府県ごとに作るのは効率が悪い。救急医療も含め現在の医療計画はすべて都道府県単位で行われているが、超広域外傷センターの構想は都道府県の枠組みを超えて考える必要がある。「新成長戦略」によれば、医療サービスの基盤強化のためには、「医療機関の機能分化と高度・専門的医療の集約化を加速させる事」が求められており、本提案はこれに合致する。</p>

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	徳之島(離島)における通信回線を利用した遠隔医療並びに地域活性化推進プロジェクト	
要望事項 (事項名)	徳之島(離島)において、通信回線を利用した遠隔医療並びに地域活性化推進に当って、通信事業関連の総ての法律、規制の緩和	都道府県	鹿児島県	
		提案事項管理番号	0024010	
提案主体名	天城町、ユニバーサルライツ株式会社			

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	光ファイバーを利用した情報通信に関し、インターネット網の構築、放送事業における通信事業関連の総ての法律、規制の緩和
具体的事業の実施内容・提案理由	現在の天城町営のAYTケーブルテレビは、テレビ配信のみでインターネットサービスは行っていない。平成22年度に全戸に光ファイバーを敷設し、デジタルTVに対応することとなった。新たにインターネット事業を開始すると農業、漁業、医療、教育、生活、環境、防災などのさまざまな分野で、地域社会の豊かな発展と、暮らしの安心安全が図れる。規制となる通信事業関連の法律、規則を緩和して頂きたい。

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	徳之島(離島)における通信回線を利用した遠隔医療並びに地域活性化推進プロジェクト	
要望事項 (事項名)	徳之島(離島)において、通信回線を利用した遠隔医療並びに地域活性化推進に当って、通信事業関連の総ての法律、規制の緩和	都道府県	鹿児島県	
		提案事項管理番号	0024020	
提案主体名	天城町、ユニバーサルライツ株式会社			

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	地域Wi-Max長距離無線に関する通信事業関連の総ての法律、規制の緩和
具体的事業の実施内容・提案理由	地域Wi-Max長距離無線が整備されれば、現場に端末を持参又は設置することにより、中山間地域でもインターネットを利用でき、畜産農家にとっては牛の発情管理や飼育管理、園芸農家にとっては畑の作物の生育管理、病虫害発生状況など役場や専門機関との情報の共有が可能となる。

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	徳之島(離島)における通信回線を利用した遠隔医療並びに地域活性化推進プロジェクト	
要望事項 (事項名)	徳之島(離島)において、通信回線を利用した遠隔医療並びに地域活性化推進に当って、通信事業関連の総ての法律、規制の緩和	都道府県	鹿児島県	
		提案事項管理番号	0024030	
提案主体名	天城町、ユニバーサルライツ株式会社			

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	防災無線整備、運営に関する通信事業関連の総ての法律、規制の緩和
具体的事業の実施内容・提案理由	天城町は防災無線の整備が遅れていて、集落単位へのラップ放送が主であり、山間部では声が近隣の山々にこだまし、聞き取れないとの苦情が多い。地震、津波などの災害時や緊急時の防災無線整備を行うため通信関連の総ての法律や規制を緩和して頂きたい。

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	徳之島(離島)における通信回線を利用した遠隔医療並びに地域活性化推進プロジェクト	
要望事項 (事項名)	徳之島(離島)において、通信回線を利用した遠隔医療並びに地域活性化推進に当って、通信事業関連の総ての法律、規制の緩和	都道府県	鹿児島県	
		提案事項管理番号	0024040	
提案主体名	天城町、ユニバーサルライツ株式会社			

制度の所管・関係府省庁	総務省 厚生労働省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	ブロードバンドインターネットを利用した遠隔医療ネットワーク構築関連の総ての法律、規制の緩和
具体的事業の実施内容・提案理由	徳之島3町(天城町、伊仙町、徳之島町)と中核病院、開業医間で広域医療連携を推進する中で、医師への負担の軽減と、往診や通院が困難な環境下の慢性疾患の患者、がん末期患者、在宅酸素呼吸器装着患者に対する遠隔医療や、小児、妊婦などへの救急遠隔医療が構築でき、救命救急医療ネットとして活用できる。

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	低入札価格調査制度対象拡大特区	都道府県	佐賀県
		提案事項管理番号	0027100
提案主体名	佐賀県		

制度の所管・関係府省庁	総務省
--------------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>地方自治法施行令第167条の10第1項で規定する「一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者としてすることができる場合」の制度(低入札価格調査制度)を物品の売買(購入)にも適用可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>一般競争入札による工事又は製造その他についての請負契約では、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者としてすることができるものとされている。</p> <p>地方公共団体の契約は、公共の福祉の増進という目的を効果的に達成するため、公正性、透明性、競争性及び履行の確保を原則としており、競争入札により、さらに経済性の確保を図ることが求められている。</p> <p>反面、競争が激化した場合には、極端な低価格入札が発生するおそれがあり、事業者にとってもこういう状況が続くと営業努力を続けても限度があり、経営状況が悪化するとともに、公正な取引秩序を乱すおそれがある。</p> <p>このため、極端な低価格入札を防止するため、物品の売買(購入)契約に当たっては、低入札価格調査制度を適用し、公正な取引秩序の確保を図りたい。</p>

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	若者定住住宅確保事業	
要望事項 (事項名)	過疎債で住宅修繕を可能とする特区	都道府県	徳島県	
		提案事項管理番号	0028010	
提案主体名	上勝町			

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>過疎に悩む地方公共団体が住宅を新築する場合、また、廃屋を買取り等で増改築する場合の過疎債充当率を100%とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>上勝町は過疎でありながらも若者が移住したい町の一つとして注目され、現在、人口動態では県下第3位の転入者を数える。しかし、それを超える自然減が過疎地からの脱却を不可能にしている。住む場所の確保が出来るならば、更なる若者の受入が可能になり、現状を打破することも可能である。</p> <p>そこで、財政力が弱い町には町単独予算(一般財源)を投じての住宅確保は困難なことから、過疎計画に基づき実施する住宅建設にあつては、既存の過疎債充当率75%を100%とするとともに、住宅修繕への過疎債充当も認められたい。</p> <p>また、総務省による定住促進空き家活用事業において、空き家の買取り・借上げ(30年以上)による増改築等の改修を実施する場合、現状の過疎債充当率75%を100%とすることを可能とする。</p>

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	市民で創るヨコハマ若者応援特区	
要望事項 (事項名)	行政組織間及び NPO 法人との個人情報の取扱いの	都道府県	神奈川県	
	緩和	提案事項管理番号	0030070	
提案主体名	市民で創るヨコハマ若者応援特区実行委員会			

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	行政組織間及び NPO 法人との間で、必要に応じ、個人情報の取扱いを緩和する
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現場に即した課題解決に向けた行政組織における個人情報の利用を可能とするため、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」第 8 条第 2 項第 3 号に定める「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人」に「NPO 法人」を加えるとともに、行政と NPO との協議に基づいて同号の「相当な理由」の範囲を明確化し、その運用体制を行政組織内に構築する。</p> <p>提案理由： NPO 法人が、行政との間で円滑に連絡調整しながら業務を遂行するため、NPO 法人が行政組織と同じ立場で個人情報を取り扱うことを可能とする必要がある。</p>

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	市民で創るヨコハマ若者応援特区	
要望事項 (事項名)	公務員等の勤務形態の弾力化	都道府県	神奈川県	
		提案事項管理番号	0030110	
提案主体名	市民で創るヨコハマ若者応援特区実行委員会			

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>公務員が勤務時間を本人の希望に基づき短縮した上で、他の業務に従事し給与を得ることを可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第5条で「1週間当たり38時間45分」と規定されている国家公務員の勤務時間を本人の希望に基づき短縮した上で、他の業務に従事し給与を得ることを可能とする。</p> <p>地方公務員第24条等に基づく地方公務員の勤務時間についても、自治体の判断により同様の条例を定めることを可能とする。</p> <p>行政からの委託等による業務に従事するNPO法人等の職員についても、同様に、当該業務以外の業務に従事し給与を得ることを可能とする。</p> <p>提案理由： 公務員やNPO等の職員が、「本業」に専従するのみならず、個々人の能力を社会の多様な組織・場面において、最大限発揮することを可能とする。</p>

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	市民で創るヨコハマ若者応援特区	
要望事項 (事項名)	国家公務員の NPO 法人への派遣制度	都道府県	神奈川県	
		提案事項管理番号	0030120	
提案主体名	市民で創るヨコハマ若者応援特区実行委員会			

制度の所管・関係府省庁	人事院 総務省
-------------	------------

求める措置の具体的内容	国家公務員が身分を有したまま NPO 法人へ派遣することを可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	国家公務員について、身分を有したまま NPO 法人へ派遣することを可能とする。 提案理由： 地方公務員については、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」第2条第1項第3号に基づく政令により、NPO法人への派遣が可能とされているが、国家公務員についてはそのような制度が不在であるため、公益上の必要がある場合には派遣することを可能とする。

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	市民で創るヨコハマ若者応援特区	
要望事項 (事項名)	協働契約		都道府県	神奈川県
			提案事項管理番号	0030130
提案主体名	市民で創るヨコハマ若者応援特区実行委員会			

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>地方自治体からの補助・委託の契約に関する NPO 法人の関与</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>地方自治体からの補助・委託の契約内容決定や条件変更、役割・責任分担、個人の雇用条件等について、契約先の NPO 法人と地方自治体との間で対等な協議を行い、その合意に基づいて定める。</p> <p>また、その契約履行の成果物等については、地方自治体と当該 NPO 法人が共有することとする。</p> <p>提案理由:</p> <p>地方自治体からの補助・委託の業務の内容が、現場の実情に応じたものとなるよう、現場を担う NPO 法人が主体的に内容を決定・変更等を行い、単なる安上がりの労働力でなく、質の高いサービス提供を確保する必要がある。</p>

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	【首都圏社会資本整備促進特区】 国の出先機関の事務・権限の先行移管
要望事項 (事項名)	【首都圏社会資本整備促進特区】 国の出先機関の事務・権限の先行移管	都道府県	埼玉県
提案主体名	埼玉県	提案事項管理番号	0034010

制度の所管・関係府省庁	人事院 総務省 国土交通省 内閣府
-------------	----------------------------

求める措置の具体的内容	<p>国の出先機関原則廃止に向けた道筋を早期に示すため、国の出先機関の事務を希望する地方に先行移管する制度を創設する。</p> <p>そのため、関係自治体が連携して事務処理を行うための「協議会」を設置することを要件に、広域的な事務を関係自治体に移管することとする。</p> <p>また、国と地方の間の人材相互派遣制度を創設する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>地域主権改革推進には国出先機関の事務の大幅な地方移管が不可欠である。県をまたがる広域的な事務を地方に移管するには、関係自治体が広域的に連携することが必要となる。</p> <p>様々な事務の移管に柔軟かつ迅速に対応できる「協議会」の設置を要件に、国の出先機関の事務の先行移管を受けられる制度を創設すれば、広域連合に加え、地域の選択の幅が広がり、権限移譲を大いに進めやすくなる(例:首都圏の国道16号などの直轄国道)。</p> <p>また、現行制度では認められていない国と地方の間の人材相互派遣制度が創設されれば、事業の性質や事業量に応じて柔軟な人材活用が可能となる。</p>

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	ハローワークの職業紹介に関する事務の先行移管	都道府県	埼玉県	
		提案事項管理番号	0034020	
提案主体名	埼玉県			

制度の所管・関係府省庁	人事院 総務省 厚生労働省
-------------	---------------------

求める措置の具体的内容	<p>国の出先機関原則廃止に向けた道筋を早期に示すため、国の出先機関の事務を希望する地方に先行移管する制度を創設する。</p> <p>そのため、ハローワーク(公共職業安定所)の職業紹介に関する事務について、埼玉県に先行移管する。併せて、業務の民間委託ができる制度を創設する。</p> <p>また、国と地方の間の人材相互派遣制度を創設する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>ハローワークの職業相談・職業紹介や求人受付などの事務を県へ移管すれば、地域の総合的行政機関である県が一元的に労働行政を展開できるようになる(県は産業界や教育界、市町村との太いネットワークがあるので、その強みを活かし、労働行政を産業政策や福祉政策・教育政策と一体的・戦略的に展開できる。)</p> <p>その際、マンツーマンで専門的なサポートが必要な若者、女性の方々に、カウンセリングやスキルアップ、職業紹介をトータルにサポートするため、民間のノウハウを活用することで、より効果的に行うことができる。</p> <p>その結果、求人の拡大や雇用のミスマッチの解消により、失業率の低下につながる。</p> <p>また、現行制度では認められていない国と地方の間の人材相互派遣制度が創設されれば、事業の性質や事業量に応じて柔軟な人材活用が可能となる。</p>

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	国家戦略つくばオフィス実現プロジェクト	
要望事項 (事項名)	独立行政法人科学債の発行	都道府県	茨城県	
		提案事項管理番号	0035010	
提案主体名	国家戦略つくばオフィス実現委員会			

制度の所管・関係府省庁	総務省 外務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 内閣府
--------------------	---

求める措置の具体的内容	独立行政法人通則法第45条5項の「個別法に特段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債権発行をすることができない。」という規制の特例を認め、科学債を発行する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>つくば市における独立行政法人(大学を含む)が一体となって、国策研究を行う資金を集めるため、同時に、日本の未来を担うポストドク研究生生活安定を図る基金を募るため、独立行政法人が証券会社との連携の下に「科学債」を発行することを可能にする。</p> <p>政府の成長戦略に決定された、グリーンイノベーションとライフイノベーションの研究をつくば在住の研究所・大学(以下、研究所群という)で総力を挙げて研究するため、独自の資金調達をめざす。「科学債」は、10年据え置き債で、科学技術の研究成果が得られたときに配当・元本償還する。一種のベンチャーキャピタルの形成であり、先端性・信頼性の最も高い日本の研究所群への投資であり、かつ、政府の成長戦略と第4期科学技術基本計画のリード機関、リードエリアとなるべき研究所群を国に先駆けて動かすものである。かかる研究所群に対し、広く民間、個人、外国などから投資する仕組みを作る。</p> <p>また、集まった資金の一部を使い、ポストドク保障基金を設立し、ポストドクや若手研究者が、連続してプロジェクトに就く斡旋を行い、その生活がワークシェアリングシステムによって、パーマナント研究者と同等の生涯所得・社会保障が得られるように支援する仕組みをつくる。</p> <p>日本は、国際経済における地位が次第に低下し、研究部門で後発のアジア諸国にも、追い越されようとしている中で、研究所群は、国の動きを待つのではなく、国の動きに呼応して、すでにある科学インフラを活用して迅速に国策イノベーションを進めなければならない。従来、研究機関の横のつながりと若手の養成にボトルネックを指摘されてきたが、科学債の収益はこの二つの問題の解決を図る資金となり、国策イノベーションの国内最大の担い手として、つくばの研究所群が力を発揮することになる。</p> <p>国家的な共通課題である新成長戦略(グリーン・イノベーション及びライフ・イノベーション)に係る研究開発に関し、つくばに立地する各研究機関が産官学・国内外で連携して取り組む。</p>

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	成長戦略拠点特区	
要望事項 (事項名)	成長戦略拠点特区制度の創設		都道府県	大阪府
			提案事項管理番号	0041010
提案主体名	大阪市			

制度の所管・関係府省庁	総務省 財務省 国土交通省
-------------	---------------------

求める措置の具体的内容	<p>従来の都市再生緊急整備地域の中から、特に、これからの都市戦略上重要となる地区を「成長戦略拠点特区」に位置づけ、これからの日本を牽引する戦略拠点の形成をめざし、都市計画や構造改革特区制度などによる規制緩和に加え、国税の減免など総合的な優遇措置を実施する。</p> <p>【具体的内容】</p> <p>① 租税措置特区の創設</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>従来の都市再生緊急整備地域の中から、エリアを限定し、次の3つの措置を柱とする総合的な特区制度を創設する。</p> <p>①法人税など国税・地方税の減免などを行う「租税措置特区」</p> <p>②日本政策投資銀行の活用による資金調達や無利子・低利子貸し付けを行う「金融支援特区」</p> <p>③都市計画法や構造改革特区に基づく規制緩和を行う「規制緩和特区」</p> <p>(提案理由)</p> <p>成長著しい南・東アジア地域等との国際的な都市間競争のなか、日本を支える大都市の活力を増進するため、都市戦略上重要となる地区において、アジア諸国で既に実施されている特区制度を実現する必要があるため。</p>

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	成長戦略拠点特区	
要望事項 (事項名)	地方公共団体による国立大学法人等への助成等に 関する制限の一層の緩和	都道府県	大阪府	
提案主体名		提案事項管理番号	0041040	
提案主体名	大阪市			

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>大阪市内への研究開発機能の集積促進のため、国立大学法人等の通常業務に要する経費も助成の対象としたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>地方公共団体による国立大学法人等(以下、大学等)への助成等については、通常業務に要する経費は大学等が本来持つべきとみなされ、助成が認められていないが、通常業務についても、大阪市への貢献が認められる場合には、助成対象とする。</p> <p>(提案理由)</p> <p>現行では、大阪市への貢献について国の同意が得られた新增設部分のみについて助成が可能であるため、新增設がない場合には、国立大学法人等の大阪市内への立地のインセンティブとなっていないが、助成の対象を拡大することにより、大阪市への大学等の立地が促進され、大阪市の都市活力の増進を図ることができる。高度で専門的な人材の育成・研究機関である大学等は、最先端の研究・実務に精通した人材を輩出する拠点として、また人材交流を通じたネットワークの拡大、産学連携による産業育成の拠点ともなることから、企業の競争力アップや起業の促進により雇用の創造などに貢献し、経済の成長につなげることができる。</p>

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	国際バイオクラスターの創生・先進医療等の開発促進	
要望事項 (事項名)	バイオ関連企業・研究機関等に係る法人税等の軽減	都道府県	大阪府	
	措置の創設、国研究資金等の優先投入	提案事項管理番号	0043011	
提案主体名	大阪府			

制度の所管・関係府省庁	総務省 財務省 厚生労働省 経済産業省
--------------------	------------------------------

求める措置の具体的内容	彩都地域等へのバイオ関連企業・研究機関の立地促進に向けた、予算の重点配分及び思い切った法人関係税等の軽減免除を求める。 【具体的内容】 ② 法人関係税等の軽減免除
具体的事業の実施内容・提案理由	①現状 我が国の成長戦略上重要なバイオ産業を振興し、国際的バイオクラスターを形成していくためには、国家戦略として、ポテンシャルの高い地域に、バイオ関連企業や研究機関を集積させ、世界から優秀な研究者・人材を呼び込み、次々とイノベーションを起こす環境づくりが必要。 北大阪・彩都地区は我が国No.1のバイオクラスターだが、国家戦略の下、誘致を進める他国のバイオクラスターとの競争に勝ち抜いていくためには、内外から成長が見込める先進バイオ医薬や医療機器関連企業・研究機関等の集積を一層図っていく必要がある。 ②問題点 アジア諸都市では、国家間競争に勝ち抜くため、企業や研究機関、人材を呼び込むためのずば抜けた税優遇措置等のインセンティブを用意。我国においては、各省庁ごとの個別法(企業立地法等)等による支援の他は、自治体が独自で創設した補助金等のインセンティブにとどまり、クラスター形成のための国家的取り組みが不足。 ③解決策 彩都地域及びバイオ・ライフサイエンス研究のナショナルセンターである大阪大学等の拠点における、バイオ関連企業・研究機関の立地を促進するため、国の研究開発に係る予算の重点配分の特例措置や思い切った法人関係税等の軽減免除を講じる。また、地方税を免除した際の地元自治体の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。 ④効果 北大阪・彩都地区に企業・研究機関の集積に向けた思い切ったインセンティブを講じることにより、世界トップクラスのバイオクラスターの形成を図り、我が国のバイオ・ライフサイエンス分野の国際競争力を高める。

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	国際バイオクラスターの創生・先進医療等の開発促進	
要望事項 (事項名)	バイオ関連企業・研究機関等に係る法人税等の軽減 措置の創設、国研究資金等の優先投入	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	0043012	
提案主体名	大阪府			

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容
<p>彩都地域等へのバイオ関連企業・研究機関の立地促進に向けた、予算の重点配分及び思い切った法人関係税等の軽減免除を求める。</p> <p>【具体的内容】</p> <p>③ 地方税を免除した際の自治体の税収減に対する財政支援</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>①現状</p> <p>我が国の成長戦略上重要なバイオ産業を振興し、国際的バイオクラスターを形成していくためには、国家戦略として、ポテンシャルの高い地域に、バイオ関連企業や研究機関を集積させ、世界から優秀な研究者・人材を呼び込み、次々とイノベーションを起こす環境づくりが必要。</p> <p>北大阪・彩都地区は我が国No.1のバイオクラスターだが、国家戦略の下、誘致を進める他国のバイオクラスターとの競争に勝ち抜いていくためには、内外から成長が見込める先進バイオ医薬や医療機器関連企業・研究機関等の集積を一層図っていく必要がある。</p> <p>②問題点</p> <p>アジア諸都市では、国家間競争に勝ち抜くため、企業や研究機関、人材を呼び込むためのずば抜けた税優遇措置等のインセンティブを用意。我国においては、各省庁ごとの個別法(企業立地法等)等による支援の他は、自治体が独自で創設した補助金等のインセンティブにとどまり、クラスター形成のための国家的取り組みが不足。</p> <p>③解決策</p> <p>彩都地域及びバイオ・ライフサイエンス研究のナショナルセンターである大阪大学等の拠点における、バイオ関連企業・研究機関の立地を促進するため、国の研究開発に係る予算の重点配分の特例措置や思い切った法人関係税等の軽減免除を講じる。また、地方税を免除した際の地元自治体の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。</p> <p>④効果</p> <p>北大阪・彩都地区に企業・研究機関の集積に向けた思い切ったインセンティブを講じることにより、世界トップクラスのバイオクラスターの形成を図り、我が国のバイオ・ライフサイエンス分野の国際競争力を高める。</p>

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	EV等の導入や開発促進による関連産業の育成	
要望事項 (事項名)	急速充電設備の特別償却制度等の創設		都道府県	大阪府
			提案事項管理番号	0043040
提案主体名	大阪府			

制度の所管・関係府省庁	総務省 財務省 経済産業省 国土交通省 環境省
-------------	-------------------------------------

求める措置の具体的内容	<p>一般利用者用のEV充電設備に係る設置費について、特別償却制度又は税額控除制度を創設する。また、低公害車の燃料供給設備(電気充電施設)に係る特例措置(現行固定資産税 2/3)の拡充、及び、特例措置に係る固定資産税の減免に対する地方財政措置を求める。</p> <p>【具体的内容】</p> <p>① 法人税の特別償却制度又は税額控除制度</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状</p> <p>現在のEVの走行距離は、市販車で 80km程度であり、一回の充電での長距離利用は、困難な状況。こうした中で、EVの普及を図るためには、急速充電設備の設置箇所を増やすことが不可欠だが、公共のみの設置には限界があり、利便性等で不十分。一方で、民間事業者による設置も進んでいない。</p> <p>②問題点</p> <p>急速充電設備の設置コストが高く(約500万～1千万円)、現在のEVの台数では、集客や課金による投資資金の回収も困難。そのため、民間事業者による設置が進まない。</p> <p>③解決策</p> <p>民間事業者が急速充電設備を設置した場合、インシヤル・コストに対する特別償却制度等の創設や設置後の固定資産税の免除(現行は 2/3)など税制上の優遇措置を実施し、その負担を軽減する。なお、固定資産税の減免による地元市町村の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。</p> <p>④効果</p> <p>民間事業者による急速充電設備の設置で、EVでも安心して走ることが出来る環境が整備できる。そのことで、都市部でのEVの普及とガソリン車両数の低減化、都市モビリティの低炭素化が図られる。</p>

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	EV等の導入や開発促進による関連産業の育成	
要望事項 (事項名)	急速充電設備の特別償却制度等の創設		都道府県	大阪府
			提案事項管理番号	0043041
提案主体名	大阪府			

制度の所管・関係府省庁	総務省 経済産業省 国土交通省 環境省
-------------	------------------------------

求める措置の具体的内容	<p>一般利用者用の EV 充電設備に係る設置費について、特別償却制度又は税額控除制度を創設する。また、低公害車の燃料供給設備(電気充電施設)に係る特例措置(現行固定資産税 2/3)の拡充、及び、特例措置に係る固定資産税の減免に対する地方財政措置を求める。</p> <p>【具体的内容】</p> <p>② 固定資産税の免除及びこれに伴う市町村の税収減に対する財政支援</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状</p> <p>現在のEVの走行距離は、市販車で 80km程度であり、一回の充電での長距離利用は、困難な状況。こうした中で、EVの普及を図るためには、急速充電設備の設置箇所を増やすことが不可欠だが、公共のみの設置には限界があり、利便性等で不十分。一方で、民間事業者による設置も進んでいない。</p> <p>②問題点</p> <p>急速充電設備の設置コストが高く(約500万～1千万円)、現在のEVの台数では、集客や課金による投資資金の回収も困難。そのため、民間事業者による設置が進まない。</p> <p>③解決策</p> <p>民間事業者が急速充電設備を設置した場合、インシヤル・コストに対する特別償却制度等の創設や設置後の固定資産税の免除(現行は 2/3)など税制上の優遇措置を実施し、その負担を軽減する。なお、固定資産税の減免による地元市町村の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。</p> <p>④効果</p> <p>民間事業者による急速充電設備の設置で、EVでも安心して走ることが出来る環境が整備できる。そのことで、都市部でのEVの普及とガソリン車両数の低減化、都市モビリティの低炭素化が図られる。</p>

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	外国企業の拠点立地促進等によるアジアビジネスの強化	
要望事項 (事項名)	グローバル企業の国際統括本部等に係る法人税等の軽減措置、助成制度の創設	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	0043081	
提案主体名	大阪府 大阪市			

制度の所管・関係府省庁	総務省 財務省 経済産業省
-------------	---------------------

求める措置の具体的内容	<p>グローバル企業のアジアの国際統括本部等の集積を図るため、予算の重点配分、思い切った法人関係税の軽減免除を求める。</p> <p>【具体的内容】</p> <p>② 法人関係税等の軽減免除</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状</p> <p>国際ビジネス拠点をめぐる世界的な都市間競争の中で、アジアの他都市が有するような強力なインセンティブを持っていないため、企業の中核機能を立地させることができず、グローバル企業のアジア拠点等は日本からアジアの他都市に流出。</p> <p>②問題点</p> <p>アジアの他都市とのコスト差(人件費、土地代等)が大きいこともあり、地方自治体レベルで提供できる立地支援策(地方税法第6条不均一課税、誘致補助金)だけでは、アジアの他都市とのインセンティブの差を埋めることは不可能。</p> <p>③解決策</p> <p>グローバル企業の立地促進を図るため、国の研究開発に係る助成金等予算の重点配分の特例措置や思い切った法人関係税等の軽減免除を講じる。また、不動産取得税を免除した際の地元自治体の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。</p> <p>④効果</p> <p>外国企業の国際統括本部・地域統括本部等集積にむけた思い切ったインセンティブを講じることで、アジアの経済拠点としての我が国の地位の維持・拡大が図られる。</p>

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	外国企業の拠点立地促進等によるアジアビジネスの強化	
要望事項 (事項名)	グローバル企業の国際統括本部等に係る法人税等の軽減措置、助成制度の創設	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	0043082	
提案主体名	大阪府 大阪市			

制度の所管・関係府省庁	総務省 経済産業省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>グローバル企業のアジアの国際統括本部等の集積を図るため、予算の重点配分、思い切った法人関係税の軽減免除を求める。</p> <p>【具体的内容】</p> <p>③ 不動産取得税の免除及びこれに伴う自治体の税収減に対する財政支援</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状</p> <p>国際ビジネス拠点をめぐる世界的な都市間競争の中で、アジアの他都市が有するような強力なインセンティブを持っていないため、企業の中核機能を立地させることができず、グローバル企業のアジア拠点等は日本からアジアの他都市に流出。</p> <p>②問題点</p> <p>アジアの他都市とのコスト差(人件費、土地代等)が大きいこともあり、地方自治体レベルで提供できる立地支援策(地方税法第6条不均一課税、誘致補助金)だけでは、アジアの他都市とのインセンティブの差を埋めることは不可能。</p> <p>③解決策</p> <p>グローバル企業の立地促進を図るため、国の研究開発に係る助成金等予算の重点配分の特例措置や思い切った法人関係税等の軽減免除を講じる。また、不動産取得税を免除した際の地元自治体の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。</p> <p>④効果</p> <p>外国企業の国際統括本部・地域統括本部等集積にむけた思い切ったインセンティブを講じることで、アジアの経済拠点としての我が国の地位の維持・拡大が図られる。</p>

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	関空の高コスト構造の改善とエアライン拡充による機能強化	
要望事項 (事項名)	関西国際空港の固定資産税等免除とそれに代わる 地元市町への財政措置	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	0043110	
提案主体名	大阪府			

制度の所管・関係府省庁	総務省 国土交通省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>現行法で規定されている関西国際空港会社の空港用地及び施設に係る地方税である固定資産税、都市計画税について全額免除するとともに、地元市町税収消失分について国による財政措置を実施する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状 関西国際空港は、本来、国の責任により整備されるべき国際拠点空港を、株式会社方式により建設した結果、空港会社に1兆1千億円にもものぼる有利子負債を抱えさせ、硬直した経営を強いることとなっている。このことが着陸料をはじめとした空港利用にかかる高コスト構造を生じさせ航空ネットワークの充実を妨げる要因となっている。</p> <p>②問題点 関西国際空港の就航促進、集客促進を図るためには、空港利用料金の引き下げなどを可能とするよう、関西国際空港株式会社の固定経費の軽減を図り経営自由度を高める必要があるが、同社の経営努力では削減できない固定資産税等の税負担が、同社の営業費用(約800億円)の約1割を占めており空港経営の重荷となっている。</p> <p>③解決策 空港用地及び施設に課せられる固定資産税及び都市計画税を全額免除することで、関西国際空港株式会社の固定費用を軽減する。併せて同社からの税収が消失する地元2市1町(泉佐野市、泉南市、田尻町)に対しては、国による交付金等の財政措置を講じる。</p> <p>④効果 これにより、関西国際空港株式会社の固定費用が軽減され、同社の経営自由度を高めることが可能となる。その結果、空港利用コストの低減化を促進し、関西国際空港の国際競争力を高めることにより、同空港のハブ化を促進する。</p>

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	効率的な港湾経営と集荷機能の強化による阪神港の競争力の強化	
要望事項 (事項名)	民間活力を導入した港湾の一体運営		都道府県	大阪府
			提案事項管理番号	0043130
提案主体名	大阪府			

制度の所管・関係府省庁	総務省 国土交通省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>大阪港、神戸港の両埠頭公社は、平成 23 年に株式会社化を予定しており、民営化後の両埠頭株式会社は阪神港のコンテナ貨物の大部分を取り扱うことになり、関西経済の国際競争力強化にさらに重要な役割を担う。民営化にあたっては、経営の機動力を高めるために港湾管理者による株式の保有義務の緩和や、都市計画税・固定資産税について全額免除措置を講じることを求める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状 平成 22 年度の税制改正において、スーパー中枢港湾における指定会社等(公社の民営化会社)が国の補助又は無利子貸付を受けて平成 24 年 3 月末までに取得するコンテナ埠頭に係る固定資産税・都市計画税の課税標準が取得後 10 年間は1/2に軽減する制度が創設された。</p> <p>大阪港、神戸港の両埠頭公社は、平成 23 年に株式会社化を予定しており、将来的な港湾の一体運営を視野に入れながら、経営統合についても検討に入っている。</p> <p>②問題点 港湾経営については、民間が積極的に参入しにくい法体系となっており、更に民営化後の埠頭株式会社の財産(コンテナ埠頭)に対する都市計画税・固定資産税の課税は、港湾利用料金に転嫁され、「利用者への貸付料金低減」を阻害する一因となる。</p> <p>③解決策 1、港湾経営主体である埠頭株式会社による機動的な港湾経営を実現するため、港湾管理者による株式の保有義務を外資規制を付した上で緩和する。 2、埠頭株式会社に係る都市計画税・固定資産税のさらなる全額免除を講じること。</p> <p>④効果 民営化会社とそのノウハウを最大限に活かし、アジア主要港と伍する港湾サービスが提供できることが期待される。</p>

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	効率的な港湾経営と集荷機能の強化による阪神港の競争力の強化	
要望事項 (事項名)	インランド・デポ(内陸保税蔵置場)の整備支援	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	0043150	
提案主体名	大阪府			

制度の所管・関係府省庁	総務省 国土交通省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	阪神港利用に特化し、施設整備・運営を行うインランドデポ事業者に対する整備費用の無利子貸付、施設の固定資産税等の減免措置を講じることを求める。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状</p> <p>わが国港湾はアジア主要港の台頭により、相対的にその地位が低下している。これまで日本発着の国際海上コンテナ貨物は国内主要港を経て、直接欧米との基幹航路により輸出入されていたが、近年、釜山港等が日本国内の地方港発着貨物を集め、釜山港経由で基幹航路により輸送される、いわゆる海外トランシップ化が進展している。また、基幹航路は輸送能力・輸送効率向上のため、急激な船舶の大型化と寄港地集約の動きが進む中、アジア主要港の基幹航路寄港便数は増加する一方、わが国港湾への寄港便数は減少している。</p> <p>現在、政府はさらなる選択と集中の方針のもと、国際コンテナ戦略港湾を1～2港選定することとしており、西日本においては阪神港がその役割を担うために、背後圏の国内貨物の集約機能を高めることが不可欠である。</p> <p>②問題点</p> <p>高速道路網を活かし中部、北陸、中国方面でインランドデポを活用した集荷が有効であるが、その整備には、高速道路 IC へのアクセスの良い広大な用地を必要とするため、整備運営する事業者の財政負担が大きいことが阻害要因の1つと考えられる。</p> <p>③解決策</p> <p>インランドデポ整備運営事業者に対する無利子貸付制度の導入、固定資産税等の減免措置を講じる。</p> <p>④効果</p> <p>内陸物流拠点整備を促し、輸送コストの削減とともに阪神港への国内貨物の集荷が期待される。</p>

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	大阪版FTZ(自由貿易地域)の創設と国際物流拠点(空港・港湾)の一体運営による貿易促進	
要望事項 (事項名)	大阪版 FTZ(自由貿易地域)の創設		都道府県	大阪府
			提案事項管理番号	0043170
提案主体名	大阪府・関西国際空港(株)			

制度の所管・関係府省庁	総務省 財務省 国土交通省
-------------	---------------------

求める措置の具体的内容	物流関連企業に係る法人税、固定資産税等の軽減措置の創設 【具体的内容】 ① 法人税等の実効税率の引下げ
具体的事業の実施内容・提案理由	①現状 わが国では、アジア諸国のように物流施策と産業施策が一体的に展開されておらず、企業誘致に対する税の優遇措置も十分ではない。また、保税管理も厳格であり、関税に対する特例措置も沖縄に限定されているなど、広大な後背圏を有するわが国を代表する国際空港や国際港湾と製造業や物流関連企業との相乗効果を促すための総合的な施策が十分でない。 ②問題点 近年、経済のグローバル化やアジア諸国の経済発展により、わが国の国際物流・国際港湾の国際競争力が相対的に低下している。この結果、アジア諸国の港を経由して欧米へ輸出されるなど、トータルコストの削減、リードタイムの短縮、輸送品質の確保等、わが国荷主のニーズに十分応えることができず、物流効率、産業競争力の低下が問題となっている。 ③解決策 関西国際空港内や阪神港など、国際インフラ周辺の特定の地域に FTZ(自由貿易地域)を創設し、新規に立地する物流関連企業に対して ・法人税等の実効税率の大幅な引き下げ。 ・固定資産税等についても5年間減免。 ・不均一課税等に伴う交付税措置を実施。 など、国策として場所、業種に応じた大胆で強力なインセンティブを与える。 ④効果 国際物流拠点(空港・港湾)と製造・物流関連産業の一体的運用を進め、国内有数の貿易拠点として集積のメリットを発揮でき、わが国の競争力の強化を図る。

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	大阪版FTZ(自由貿易地域)の創設と国際物流拠点(空港・港湾)の一体運営による貿易促進	
要望事項 (事項名)	大阪版 FTZ(自由貿易地域)の創設	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	0043171	
提案主体名	大阪府・関西国際空港(株)			

制度の所管・関係府省庁	総務省 国土交通省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>物流関連企業に係る法人税、固定資産税等の軽減措置の創設</p> <p>【具体的内容】</p> <p>② 固定資産税等の免除</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状</p> <p>わが国では、アジア諸国のように物流施策と産業施策が一体的に展開されておらず、企業誘致に対する税の優遇措置も十分ではない。また、保税管理も厳格であり、関税に対する特例措置も沖縄に限定されているなど、広大な後背圏を有するわが国を代表する国際空港や国際港湾と製造業や物流関連企業との相乗効果を促すための総合的な施策が十分でない。</p> <p>②問題点</p> <p>近年、経済のグローバル化やアジア諸国の経済発展により、わが国の国際物流・国際港湾の国際競争力が相対的に低下している。この結果、アジア諸国の港を経由して欧米へ輸出されるなど、トータルコストの削減、リードタイムの短縮、輸送品質の確保等、わが国荷主のニーズに十分応えることができず、物流効率、産業競争力の低下が問題となっている。</p> <p>③解決策</p> <p>関西国際空港内や阪神港など、国際インフラ周辺の特定の地域に FTZ(自由貿易地域)を創設し、新規に立地する物流関連企業に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税等の実効税率の大幅な引き下げ。 ・固定資産税等についても5年間減免。 ・不均一課税等に伴う交付税措置を実施。 <p>など、国策として場所、業種に応じた大胆で強力なインセンティブを与える。</p> <p>④効果</p> <p>国際物流拠点(空港・港湾)と製造・物流関連産業の一体的運用を進め、国内有数の貿易拠点として集積のメリットを発揮でき、わが国の競争力の強化を図る。</p>

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	大阪版FTZ(自由貿易地域)の創設と国際物流拠点(空港・港湾)の一体運営による貿易促進	
要望事項 (事項名)	大阪版 FTZ(自由貿易地域)の創設	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	0043172	
提案主体名	大阪府・関西国際空港(株)			

制度の所管・関係府省庁	総務省 国土交通省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>物流関連企業に係る法人税、固定資産税等の軽減措置の創設</p> <p>【具体的内容】</p> <p>③ 不均一課税等に伴う交付税措置</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状</p> <p>わが国では、アジア諸国のように物流施策と産業施策が一体的に展開されておらず、企業誘致に対する税の優遇措置も十分ではない。また、保税管理も厳格であり、関税に対する特例措置も沖縄に限定されているなど、広大な後背圏を有するわが国を代表する国際空港や国際港湾と製造業や物流関連企業との相乗効果を促すための総合的な施策が十分でない。</p> <p>②問題点</p> <p>近年、経済のグローバル化やアジア諸国の経済発展により、わが国の国際物流・国際港湾の国際競争力が相対的に低下している。この結果、アジア諸国の港を経由して欧米へ輸出されるなど、トータルコストの削減、リードタイムの短縮、輸送品質の確保等、わが国荷主のニーズに十分応えることができず、物流効率、産業競争力の低下が問題となっている。</p> <p>③解決策</p> <p>関西国際空港内や阪神港など、国際インフラ周辺の特定の地域に FTZ(自由貿易地区)を創設し、新規に立地する物流関連企業に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税等の実効税率の大幅な引き下げ。 ・固定資産税等についても5年間減免。 ・不均一課税等に伴う交付税措置を実施。 <p>など、国策として場所、業種に応じた大胆で強力なインセンティブを与える。</p> <p>④効果</p> <p>国際物流拠点(空港・港湾)と製造・物流関連産業の一体的運用を進め、国内有数の貿易拠点として集積のメリットを発揮でき、わが国の競争力の強化を図る。</p>

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	グリーン・イノベーション	
要望事項 (事項名)	民間主導による緑化促進のため税の軽減を行う「都	都道府県	大阪府	
	市公開緑地制度」を創設	提案事項管理番号	0043200	
提案主体名	大阪府			

制度の所管・関係府省庁	総務省 国土交通省
--------------------	--------------

求める措置の具体的内容	緑が不足した市街地における良好な都市環境形成のため、既存制度を拡充し、公開された緑地にかかる固定資産税の軽減を行う制度の創設
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①②現状・問題点</p> <p>緑化施設にかかる固定資産税の軽減制度があるが、2001年の制度開始後、全国で24件、府内は1件のみ。問題点としては以下があげられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築主へのメリット少(年間の管理費が大きく、軽減が不十分) 2. 建蔽率の高い都市部では敷地面積の20%以上の緑化率というハードルが高い 3. PR不足、認定主体である市町村へのメリットが少ない <p>③解決策</p> <p>都市緑地法に基づく上記制度の拡充を行い、同法に基づく「緑化重点地区」及び府等が指定する区域内に限り、公開される緑地を設置する場合、その土地の固定資産税を軽減。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 税軽減の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置期限の廃止 ・緑化施設だけでなく公開された土地にかかる固定資産税も軽減の対象 2. 緑化率要件の引き下げ <ul style="list-style-type: none"> ・公開を要件に緑化率要件を引き下げ 3. 固定資産税の軽減に対する地方交付税措置を行う <ul style="list-style-type: none"> ・地価の高い大都市圏においては固定資産税軽減による市の負担が大きいため、本制度を地方交付税措置の対象に加える。 <p>④効果</p> <p>民間主導による公開緑地の創出を促進することで、植栽地の限られた都市部において効果的に府民に実感のあるみどりが創出される。</p>

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	低CO2技術普及拡大による低炭素社会の実現
要望事項 (事項名)	中小企業者の省CO2促進支援制度の創設	都道府県	大阪府
		提案事項管理番号	0043240
提案主体名	大阪府		

制度の所管・関係府省庁	総務省
	経済産業省
	環境省

求める措置の具体的内容
<p>中小企業者の省CO2促進支援制度を創設し財政上・税制上の支援を行う。</p> <p>オフセットカーボン等を購入した企業に購入費用の税優遇措置を講じる。</p> <p>【具体的内容】</p> <p>① 中小企業者の省CO2促進支援制度(財政上の措置)</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>①②現状・問題点</p> <p>中小規模の工場や業務ビルは、府域のCO2排出量の約25%を占めており、これらの事業者に対する低炭素化の取組み促進が課題となっている。</p> <p>しかしながら、現在、これらの事業者は省エネ法などの対象とはなっておらず、低炭素化に対する取組意欲が低い状況にある。</p> <p>また、個々の排出実態は多種多様にわたり、適切な低炭素化の設備が量産化されておらず、設置コストが割高となっていることが設備導入促進の阻害要因となっている。</p> <p>さらには、削減されたCO2排出量は、カーボンオフセット制度により必要とする企業等に売却することも可能であるが、購入企業は購入価格を法人税の算定において損金算入できないことから、企業の購入意欲を低下させている。</p> <p>③解決策</p> <p>中小規模の工場や業務ビルの削減ポテンシャル、各種対策のコスト、排出量削減率等の大阪府の地域特性を把握した上で、費用対効果に応じた促進制度を設計し、財政上・税制上の支援を行い、自治体には交付税措置を講じる。</p> <p>また、オフセットカーボン等を購入した企業に対する法人税について、地域を限って購入経費を損金算入できるよう、制度改正を求める。</p> <p>④効果</p> <p>低炭素社会の実現には欠かせない中小企業者の省CO2対策を推進することができる。</p>

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	低CO2技術普及拡大による低炭素社会の実現	
要望事項 (事項名)	中小企業者の省CO2促進支援制度の創設	都道府県	大阪府	
提案主体名		提案事項管理番号	0043241	

制度の所管・関係府省庁	総務省 財務省 経済産業省 環境省
-------------	----------------------------

求める措置の具体的内容
中小企業者の省CO2促進支援制度を創設し財政上・税制上の支援を行う。 オフセットカーボン等を購入した企業に購入費用の税優遇措置を講じる。 【具体的内容】 ② 中小企業者の省CO2促進支援制度(税制上の措置)
具体的事業の実施内容・提案理由
①②現状・問題点 中小規模の工場や業務ビルは、府域のCO2排出量の約25%を占めており、これらの事業者に対する低炭素化の取組み促進が課題となっている。 しかしながら、現在、これらの事業者は省エネ法などの対象とはなっておらず、低炭素化に対する取組意欲が低い状況にある。 また、個々の排出実態は多種多様にわたり、適切な低炭素化の設備が量産化されておらず、設置コストが割高となっていることが設備導入促進の阻害要因となっている。 さらには、削減されたCO2排出量は、カーボンオフセット制度により必要とする企業等に売却することも可能であるが、購入企業は購入価格を法人税の算定において損金算入できないことから、企業の購入意欲を低下させている。 ③解決策 中小規模の工場や業務ビルの削減ポテンシャル、各種対策のコスト、排出量削減率等の大阪府の地域特性を把握した上で、費用対効果に応じた促進制度を設計し、財政上・税制上の支援を行い、自治体には交付税措置を講じる。 また、オフセットカーボン等を購入した企業に対する法人税について、地域を限って購入経費を損金算入できるよう、制度改正を求める。 ④効果 低炭素社会の実現には欠かせない中小企業者の省CO2対策を推進することができる。

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	低CO2技術普及拡大による低炭素社会の実現	
要望事項 (事項名)	建物の建替え等の促進と最先端の低炭素技術の導入によるCO2排出削減	都道府県	大阪府	
提案主体名	大阪府	提案事項管理番号	0043250	

制度の所管・関係府省庁	総務省 財務省 国土交通省 環境省
-------------	----------------------------

求める措置の具体的内容	低炭素まちづくりを促進する特区を設定した上で、同区内のエネルギー効率の悪い既存建築物に対し、建替え等の実施を自治体が勧告する制度を構築する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①②現状・問題点</p> 2020年度の温室効果ガス排出量を1990年度比で25%削減するという目標達成に向けては、エネルギー効率の悪いビル、住宅等の建替えや改修による低炭素化が必要であり、その促進のためには資金面のインセンティブが必要である。 また、最先端の低炭素化技術は高コストであり、初期市場の創出によるコスト削減が必要である。 さらには、公共交通機関の結節点を拠点にした低炭素化のまちづくりの促進が必要である。
	<p>③解決策</p> 特定地区における低エネルギー効率の建築物への建替え勧告制度の創設 建替え実施者への資金支援、税優遇措置【低炭素化技術(断熱化、壁面太陽光発電等の新エネ・省エネ技術等)のレベルに応じて財政上・税制上の支援を行い、自治体には交付税措置を実施】
	<p>④効果</p> こういった要素を併せ持った制度を創設することにより、低炭素のまちづくりを加速させることが可能となる。

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	公共インフラの円滑な整備・更新
要望事項 (事項名)	日本版レベニュー債制度の創設	都道府県	大阪府
		提案事項管理番号	0043370
提案主体名	大阪府		

制度の所管・関係府省庁	総務省 財務省 国土交通省
-------------	---------------------

求める措置の具体的内容	<p>・発行主体側の課題である道路等の公共インフラの整備主体として、民間の参入や民間資金の導入の制約を緩和する。</p> <p>・資金供給の円滑化の為、市場規律(格付けなどの事業性の評価・確保など)の導入とともに負担(利回り、BIS 規制上の制約、租税負担など)の緩和が必要。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状</p> <p>大幅な税収減少や多額の長期債務を抱える財政状況の中、地方債の発行総額が抑制されている。一方、今後、耐用年数を超過し、老朽化したインフラの再整備や物流インフラ等の戦略インフラの整備が急務である。</p> <p>②問題点</p> <p>現在、道路や下水道等の公共インフラの整備主体については、諸法令の規定により、整備主体を地方公共団体や特定の法人に限定されているものがあり、民間参入ができない状況にある。また、整備資金についても民間資金の導入を想定していないものがあるため、レベニュー債券が活用できない。更に、民間による公共インフラ整備事業にあたり、資金供給円滑化の観点から格付けリスクや税負担等緩和措置が必要。</p> <p>③解決策</p> <p>公共施設と資金を直接的に対応させ、税金ではなく、公共施設の利用料金からの営業キャッシュフローによって事業費を償還する日本版レベニュー債を公共事業の整備に充当し、国際競争力を維持するための都市高速道路や港湾、下水道等の都市インフラの再整備や戦略的投資に充当する。また、民間参入をより促進するため、公共インフラ整備主体に出資する民間企業の法人税の優遇措置や円滑な資金調達を可能にするためレベニュー債にかかる配当課税の優遇措置を講じるとともに、民間部門が、租税負担の必要がない公共部門と同様に公共インフラ整備を担えるようにするため、収益性を高められるように整備主体に対する法人税・固定資産税についても優遇措置を図られたい。</p> <p>④効果</p> <p>財政規律の維持と都市インフラ、戦略インフラの更新、整備などを両立させ、もって、激化する都市間競争に対する競争性を確保する。</p>

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	ハローワークの地方移管	
要望事項 (事項名)	労働力調査等の雇用労働統計に係る調査事項・方 法の都道府県への協議	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	0043500	
提案主体名	大阪府			

制度の所管・関係府省庁	総務省 厚生労働省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	地方の雇用情勢を正確に分析できるよう、調査の制度設計に当たっては、地方の意見を反映させることを求める。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状 総務省が実施する労働力調査〔完全失業率など〕は、全国平均を求めることを目的としているため、府のデータについても全域を対象としていない。また、厚生労働省の実施する有効求人倍率は、ハローワークを経由した求人数等(全体の就職者の3割程度)を基に算出しているなど、府の実態を正確に表すデータとなっていない。</p> <p>②問題点 現在の国のデータではサンプリング手法などの問題から、地方単位での正確な分析・実勢把握ができないため、地方の雇用情勢を踏まえた効果的な対策を講じることができない。</p> <p>③解決策 雇用関係の統計調査については、地方単位での分析が可能となるよう、サンプリングのあり方や調査内容などを地方自治体と協議した上で制度設計を行うものとする。</p> <p>④効果 地域の雇用情勢を把握・分析することで、労働局移管に先駆け、地方公共団体の実情に応じた雇用対策(教育現場や福祉施策との連携)が可能となる。</p>

04 総務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	官民の人材流動化による地域力の向上
要望事項 (事項名)	地方公務員に係る官民交流法の制定	都道府県	大阪府
		提案事項管理番号	0043580
提案主体名	大阪府		

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>地方公務員についても、国家公務員の官民交流法(国と民間企業との間の人事交流に関する法律)と同様の制度を創設する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状</p> <p>現行、地方公務員には、国家公務員の官民交流法に相当する仕組みがなく、様々な制約により運用には限界があるため、官と民の間の壁は厚くて高いことから、人材の流動化が進んでいない。地域主権の確立には、官民の人材流動化を円滑にし、地域の経営力を高めることが必要。</p> <p>②問題点</p> <p>民間人材の地方自治体への登用は、現行制度では「協定に基づく人事交流」か「任期付職員としての採用」によるしかない。しかし、民間からの交流人材は、当該人材に地方公務員としての身分が付与できず、権限行使ができない。また、守秘義務等が法的に担保されないため、地方自治体(官)にとっては積極的に活用するメリットが少ない。また、民間人材を任期付職員として採用する場合は、当該人材にとっては、民間企業等を退職することが前提だが、地方自治体(官)での任期終了後に復職保証がないため、あえて挑戦的な行動を起こすだけのインセンティブが働かない。一方、地方公務員が民間企業等で活動する場合、地方公務員法の営利企業等の従事制限により、制約を受けるため、送り手(官)・受け手(民)ともに位置付けが中途半端で成果が期待できない。</p> <p>③解決策</p> <p>地方公務員についても、国家公務員の官民交流法(国と民間企業との間の人事交流に関する法律)と同様の制度を創設する。</p> <p>④効果</p> <p>官民それぞれの専門性をもった人材を地域全体で最適化させることにより、地域の経営力の向上が図られる。</p>